

平成19年（'07）6/25

第55号

火事と救急は

局番なし119番

消防だより

発行

吹田市防火連合会

吹田市江坂町1丁目21-6

吹田市消防本部内

電話 (06) 6193-0119 (代表)

平成19年度全国統一防火標語

『火は見てる あなたが離れる その時を』



佐井寺地区連合家庭防火クラブ結成

火災のない明るい吹田市を築きましょう

◆協会だより◆

吹田市防火連合会

6月28日(木) 総会(千里石亭)

吹田市工場危険物防火協会

4月18日(水) 役員会(消防本部)

5月31日(木) 総会(東急イン)

吹田市建設業防火協会

4月23日(月) 幹事会(消防本部)

5月22日(火) 総会(千里石亭)

吹田市公衆集合場防火協会

4月20日(金) 役員会(消防本部)

5月29日(火) 総会(サニーストンホテル)

吹田市家庭防火クラブ連絡協議会

5月14日(月) 総会(消防本部)

吹田市防火さつき会

4月24日(火) 総会(消防本部)

◆消防本部人事異動(課長級以上)(平成19年4月1日)◆

- ・消防本部総括参事・指令調査課長事務取扱 山田 洋雄
(総務予防室 予防課長)
- ・南消防署長 松中 唯人
(消防本部総括参事・指令調査課長事務取扱)
- ・総務予防室 総務課長 村上 博之
(警防指令室 警備課長)
- ・総務予防室 予防課長 中川 正人
(総務予防室 総務課長)
- ・警防指令室 警備課長 高橋 俊之
(市長事務部局)
- ・北消防署長 寺地 武志
(西消防署副署長・西消防署予防司令事務取扱)
- ・南消防署副署長(第1警備担当) 峠 保雄
(南消防署副署長・南消防署予防司令事務取扱)
- ・南消防署副署長(第2警備担当) 辻 勇夫
(東消防署第1警備司令)
- ・北消防署副署長(第1警備担当) 寺井 一良
(北消防署副署長・北消防署予防司令事務取扱)
- ・北消防署副署長(第2警備担当) 高松 啓一
(北消防署第2救急司令)
- ・西消防署副署長(第1警備担当) 安澤 隆
(救急救助課救助第1司令)
- ・西消防署副署長(第2警備担当) 西井 昭雄
(西消防署第2警備司令)
- ・東消防署副署長(第1警備担当) 岸本 淳
(東消防署副署長・東消防署予防司令事務取扱)
- ・東消防署副署長(第2警備担当) 上瀬 貞夫
(東消防署第2警備司令)
- ・退職
(南消防署長) 清家 栄次
(北消防署長) 東 利一

◆指揮支援隊運用開始◆

吹田市消防本部では、災害現場に出動した消防部隊を機能的かつ合理的に運用し、指揮活動の効率化と災害現場活動における隊員の安全を確保するため、平成19年4月1日(日)から指揮支援隊の運用を開始しました。

同隊は、五月が丘南の救急救助課に配置されており、指揮支援隊長及び隊員1名以上で編成され、第1出動以上の建物火災及び特殊災害のほか、指揮本部長が指揮支援隊の要請を必要と認めた場合や消防長又は指揮支援隊長が必要と認めた場合に出勤し、情報収集や無線運用等現場最高指揮者の指揮支援活動を行います。



運用を開始した指揮支援隊

◆工場危険物防火協会 研修会・懇親会◆

平成 19 年 2 月 23 日（金）に工場危険物防火協会に所属するアサヒビール(株)吹田工場において同協会の研修会として工場見学会が開催され、会員は、最新のビール作りの工程を見学しました。

見学会に続いて工場内のゲストハウスにおいて工場危険物防火協会会長表彰が行われた後、同協会顧問の阪口吹田市長を招いての懇親会が開催されました。



表彰状を授与する秀島工場危険物防火協会会長

◆家庭防火クラブ表彰◆

平成 19 年 3 月 25 日（日）、大阪府立青少年会館で開催された平成 18 年度大阪府消防定例表彰式において吹田市家庭防火クラブ連絡協議会会長の阪本 緑さん（前列右から 4 人目）が大阪府知事表彰として一般消防功労表彰を受賞しました。

また、同表彰式典において行われた大阪府消防協会表彰において吹田市豊一家庭防火クラブ（会長：宮崎和子さん（前列右から 2 人目））が優良婦人防火クラブ表彰を受賞しました。



受賞者を囲む各家庭防火クラブ会長のみなさん

◆建設業防火協会 火災予防街頭広報◆

建設業防火協会の堀田 稔会長以下会員 16 名による火災予防街頭広報が平成 19 年春季火災予防運動（3 月 1 日～3 月 7 日）期間中の平成 19 年 3 月 1 日（木）に山田南 1 番のイズミヤ千里丘店周辺で実施されました。



街頭広報を行う建設業防火協会

◆佐井寺地区連合家庭防火クラブ結成◆

平成 19 年 4 月 8 日（日）、市内で 28 番目の家庭防火クラブとして、佐井寺地区連合家庭防火クラブが結成され、新会長の阪本恭子（さかもと やすこ）さんのほか会員の皆さんに佐々木西消防署長を通じて消防本部から法被（ハッピ）、たすき、消火器が貸与されました。



佐々木署長（左）から目録を受け取る阪本会長（右）

注意：心肺蘇生法のガイドラインは、5年毎に見直されます。
掲載している心肺蘇生法（ガイドライン2005）は、
現行の内容とは違いがありますので、お気を付けください。



私たちは、いつ、どこで突然のケガや病気におそわれるかわかりません。その時に落ち着いて傷病者の状態をよく観察し、その症状に適した応急手当をすることが大切です。
そこで、今回は、改正となった心肺蘇生法（C・P・R）をご紹介します。

救命のリレーのうちのどれか一つが欠けても命を救えるチャンスがなくなってしまう。

しかも、救命のリレーの4つの要素のうち、最初の二つは、バイスタンダーと呼ばれる傷病者のそばに居合わせた人、つまり、「あなた」の手にかかっています。

「あなた」が、まずは、119番通報し、応急手当を始めることで、大切な救命のリレーがスタートします。

今回の改正の基本的な考え方

- ①一人でも多くの人が心肺蘇生法を行えるように手順を簡略化した。
- ②胸骨圧迫（心臓マッサージ）の重要性を強調した。

改正内容

- ①循環のサインは確認しない。
呼吸がなければ心肺蘇生法を開始する。
- ②人工呼吸を省略することができる。
実施する場合、息を吹き込む時間は1回あたり1秒。
- ③胸骨圧迫と人工呼吸の回数は大人・小児・乳児とも30対2。
- ④胸骨を押す位置は、乳頭と乳頭を結ぶ胸骨の上。

AED（自動体外式除細動器）

以前は、3回連続で除細動（電気ショック）を実施していましたが、今回の改正では、1回目の除細動を実施後、2分間の心肺蘇生法を実施してから2回目の除細動を行います。

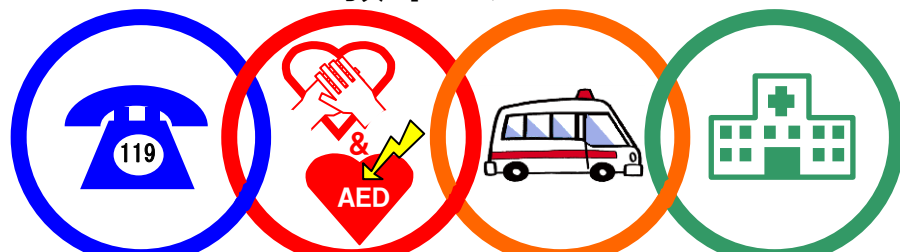
※AEDの種類によっては、この手順と異なる音声メッセージが流れるものがあります。その場合には、その機種のメッセージに従ってください。

心肺蘇生法 （ガイドライン2005）



救急車は正しく使いましょう。

救命のリレー



早い通報

落ち着いて、はっきりと119番に通報する

早い応急手当

救急車が到着する前の早い心肺蘇生と早い除細動

早い救急処置

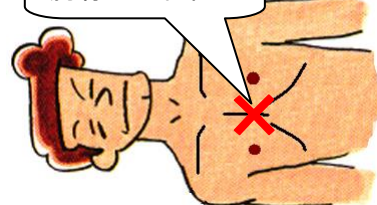
救急救命士等の行う高度な救急処置

早い救命医療

医療機関における高度な救命医療



胸骨圧迫位置



心肺蘇生法の手順

1 反応を見る

倒れている人を発見したら、周りの安全を確認して近づきます。



- ①呼びかける。
- ②軽く肩をたたいてみる。

4 呼吸を見る

気道の確保を行った状態のまま10秒以内に呼吸を確認します。



- ①目で相手の胸の動きを見る。
- ②耳で呼吸の音を聞く。
- ③ほほで息を感じる。
「見て！聞いて！感じて！」

2 119番通報とAEDの手配

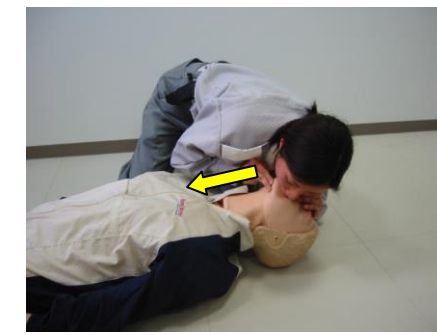
倒れている人の反応がない場合、助けを求めます。



- ①助けを呼び、人を集める。
- ②集まった人に119番通報やAEDの搬送を依頼する。

5 人工呼吸

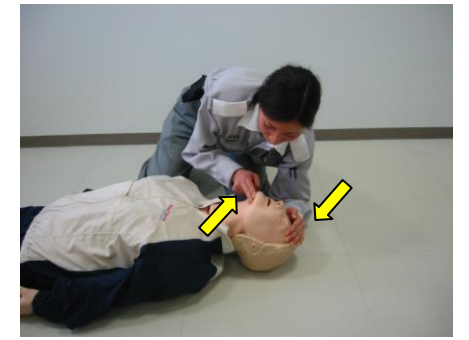
普段どおりの息をしていなければ、人工呼吸を行います。



- ①鼻を軽くつまむ。
- ②息を吹き込む。
「1回あたり1秒かけて2回吹き込む」
※人工呼吸をすることがためられる場合は、胸骨圧迫を始める。

3 気道の確保

空気の通り道を開きます。



- ①手を額に置く。
- ②反対の手の指先をあご先に当てる。
- ③あご先を持ち上げながら頭を後に反らす。

6 胸骨圧迫

胸の真ん中を、「強く、速く、絶え間なく」圧迫します。



- ①乳頭と乳頭を結ぶ胸骨上に両手を重ね、手の付け根で圧迫する。
- ②両肘を伸ばして4～5cm胸を押し下げる。
「1分間に100回のリズムで30回圧迫する。」
- ③人工呼吸（省略可能）と胸骨圧迫を交互に繰り返す。

AED（自動体外式除細動器）

AEDが到着すれば、電源を入れた後は、電極パッドを貼る等、全てAEDの音声ガイドに従って操作してください。



吹田市消防本部では、毎月19日に東・西・南・北のいずれかの消防署で救命講習を実施しています。
問合せ：救急救助課（6330-0555）

事業所訪問 栄電気株式会社

当社は、昭和21年、現在メロート吹田一番館があります片山町で「田中電気」を設立し、現在はJR吹田駅の南側の高城町にて事業活動を行っております。

一般家庭のコンセントやスイッチの修理からマンションや事務所ビル、工場や福祉施設、学校などあらゆる建物に関する新築から改修までの電気設備工事を請け負っております。

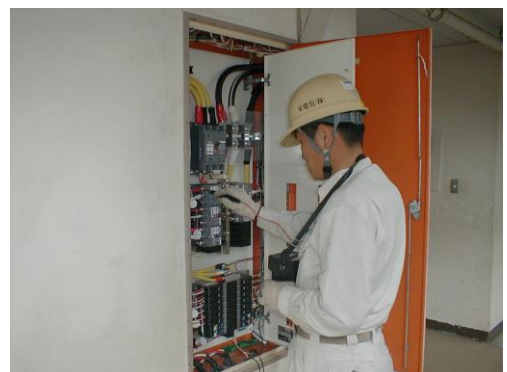


当社の日頃の事業活動の品質方針といたしまして『地域社会に密着した電気工事業を営む事業者として常日頃より優れた施工・サービスの維持向上及び品質の改善に取り組み、電気工事を通じて顧客の皆様へ安全安心で快適な生活を提供することにより、顧客の満足度の向上を図る品質保証体制を確立する。』を掲げ、ISO9001を取得しました。

また、エコアクション21も取得しており、品質と同時に地域密着の業者として環境保全並びに環境改善に積極的に取り組んでおります。

高齢化や凶悪事件など日々変化していくなかで、様々に変化していく顧客のニーズを汲み取りオール電化や防犯設備工事にも取り組み、また火災予防条例の改正に伴う住宅用火災警報器の取付の普及に取り組んでおります。

電気を通じて安全・安心で快適な生活を提供できるようこれからも努めてまいります。



◆市 民 表 彰◆

【通報・初期消火】

平成 19 年 2 月 10 日（土）に吹田市岸部中 2 丁目において発生した建物火災において通報、初期消火等迅速な活動を実施し、火災の拡大を防いだ功績。

吹田市岸部北 5 丁目 小川 章貴 さん

〃 小川 知子 さん

吹田市江坂町 1 丁目 深江 弘士 さん

吹田市山田西 1 丁目 井龍 美佐子 さん

【応急手当】

平成 18 年 9 月 12 日（火）に吹田市千里丘上で発生した労災事故において心肺停止患者に心肺蘇生法を実施し、救急隊に引き継いだ功績。

大阪市住吉区长居 3 丁目 小西 勇 さん

八尾市高砂町 5 丁目 谷口 明男 さん

◆平成 19 年春の叙勲◆

元吹田市消防団山田分団長の田村 衛氏が、分団長として長年勤務に精励した功績により平成 19 年 5 月 8 日（火）に大阪府知事から瑞宝単光章を伝達されました。

同氏は、同年 5 月 9 日（水）東京都港区の日本消防会館において行われた総務省消防庁長官からの伝達式にも出席されました。



元吹田市消防団山田分団長 田村 衛氏

◆能登半島地震支援◆

3 月 25 日（日）9 時 42 分頃、能登半島沖を震源とするマグニチュード 6.9 の地震が発生し、石川県の輪島市、穴水町、七尾市で震度 6 強を観測し、死者 1 人、負傷者 297 人が発生しました。

吹田市が現地の災害対策本部に問い合わせたところ、

飲料水は確保できているが、住民が飲料水を持ち帰るためのバケツや袋が不足していることが分ったため、3 月 28 日（水）に、消防本部の 2 名と安心安全室



緊急物資積み込み作業

の 2 名が消防本部の車両を使用して吹田市が災害用に備蓄している飲料水搬送用の容器（容量 10 リットル）1 万袋を搬送しました。



緊急物資を搬送した、安心安全室の宮城室長、長井主査と消防本部の大西司令補、田中（伸）士長（所属と役職は 3 月現在のもの）

住宅用火災警報器等の不適切な訪問販売等にご注意ください！

- ・消防職員が住宅用火災警報器を販売することはありません！
- ・業者による点検の必要もありません。
- ・既存住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されるのは、吹田市では、平成 23 年 6 月からです。（新築住宅には、平成 18 年 6 月から義務化されています。）

お問い合わせ／南 消防署（吹田市内本町 1-23-14）

北 消防署（吹田市藤白台 1-1-50）

西 消防署（吹田市江坂町 1-21-6）

東 消防署（吹田市尺谷 5-15）

TEL：6317-0119）

TEL：6872-0766）

TEL：6384-0151）

TEL：6876-9119）

消防署のほうから来ました。
設置しないと罰金ですよ。
・・・ですよ。
・・・ですよ。



ご注意！

セルフスタンドでの 吹きこぼれに ご注意！

平成 10 年にドライバーが自ら給油を行うセルフサービス方式の給油取扱所（以下「セルフスタンド」という。）の設置が認められてから、近年、増加しており、吹田市内でも 10 軒の給油取扱所がセルフサービス方式で営業しています。

自動車等への給油に使われるガソリンは、引火性が高いため直接点火しなくても、ガソリンから離れた思わぬところの火源（ライター等の裸火だけでなく、静電気、衝撃の火花なども火源になることがあります。）によって引火する可能性があります。

セルフスタンドで給油する際は、油が吹きこぼれないように、次の注意事項を守って給油してください。



【給油するとき】

1. 給油ノズルを、奥まで差し込む。

※給油を自動的にとめるストッパーは、給油ノズルが奥まで差し込まれていない場合や、少しずつ給油した場合には、作動しないことがあります。

また、自動二輪車等の場合は、奥まで差し込めないので注意してください。

2. 給油ノズルのレバーは、しっかり引く。

3. 自動的に給油がとまったら、それ以上の給油はしない。

※自動二輪車等の場合は、自動的に停止しない場合がありますので、流量を絞りながら注意して給油してください。

4. 給油後は、給油ノズルを確実に元の位置に戻す。



【その他に注意すること】

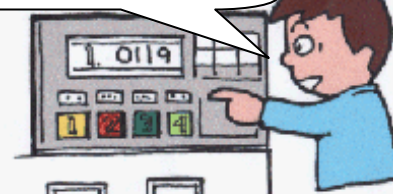
セルフスタンドで給油する際には、油の吹きこぼれのほかにもいくつか注意する事項があります。

1. 給油時は、枠内に車を停車し、車のエンジンを停止！

2. 車の燃料の種類をしっかりと確認！



レギュラーガソリンは、赤



3. 給油キャップを外す直前に静電気除去シートで静電気を除去！

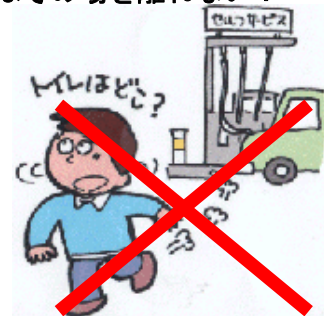


給油キャップを外す直前に触れる！

4. ライター、タバコなど火気厳禁！



5. 給油中はその場を離れない！



6. ガソリンを容器に詰替えない！

